

## 第7章

# 群馬県無電柱化推進計画の実現に向けて

群馬県無電柱化推進計画を着実に進めるため、事業進捗の管理および事業評価を適切に実施するとともに、新たな手法や新技術の実用化、国の無電柱化への取組み状況等を確認し、概ね5年で群馬県無電柱化推進計画を見直すものとし、PDCA サイクルにより継続的に進めていきます。

また、毎年群馬県無電柱化協議会を開催して、計画のフォローアップを行っていきます。



# 群馬県無電柱化協議会

## 群馬県無電柱化協議会設置要綱

### (目的)

第1条 無電柱化協議会(以下「協議会」という。)は、歩行者、自転車および車椅子等にやさしい通行空間の確保、災害時の防災活動の円滑化、情報通信基盤の信頼性の向上並びに都市景観の改善等の観点から、道路上の電線類を地下に埋設するなど、ゆとりある道路空間整備に向け、無電柱化を図ることを目的とする。

### (検討事項)

第2条 協議会は、無電柱化を推進するため次に掲げる事項を調査検討するものとする。

- 一 道路空間の高度利用に関すること。
- 二 無電柱化推進計画の策定に関すること。
- 三 無電柱化の整備手法に関すること。
- 四 その目的達成に必用な事項に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は別表-1に掲げる職にある者をもって構成する。

#### (会長及び副会長)

第4条 協議会の会長は、群馬県県土整備部技監とする。

- 2 会長は協議会を代表し、協議会の事務を総括する。
- 3 副会長は、会長が指定する者とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、座長は会長が務めるものとする。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

### (技術検討部会)

第6条 第2条の検討事項に係る具体的かつ専門的検討を行うため、技術検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

- 2 部会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 部会は、会長が招集する。
- 4 部会は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、群馬県県土整備部道路管理課内に置く。

### (細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が決める。

### 附則

この要綱は、平成8年2月27日から施行する。

平成10年6月29日一部改正

平成11年9月22日一部改正

平成22年6月1日一部改正

平成23年6月15日一部改正

平成30年6月8日一部改正

## 群馬県無電柱化協議会 委員名簿

委 員	
群馬県県土整備部	技監
	道路管理課長
	道路整備課長
	都市計画課長
	関係土木事務所長
国土交通省高崎河川国道事務所	所長
群馬県警察本部	交通規制課課長
関係市町村	事業担当部(課)長
	まちづくり担当部(課)長
東京電力パワーグリッド(株)	群馬総支社広域業務G グループマネージャー
(株)NTT東日本一関信越	設備部設備企画部門 設備計画担当 課長
NTTインフラネット(株)群馬支店	埼玉事業部 群馬支店長
KDDI(株)	ネットワーク開通部長
(株)USEN	技術統括部 北関東エンジニアセンター長
(株)ジェイコムイースト群馬局	局長
ケーブルテレビ(株)	技術部 課長
群馬工業高等専門学校	鈴木 一史
(一財)日本みち研究所	遠藤 幸毅
群馬危機管理室	室長
群馬県観光物産課	課長

## 群馬県無電柱化協議会 技術検討部会 構成員名簿

委 員	
群馬県県土整備部	技監
	道路管理課長
国土交通省高崎河川国道事務所	所長
東京電力パワーグリッド(株)	群馬総支社広域業務G グループマネージャー
(株)NTT東日本一関信越	設備部設備企画部門 設備計画担当 課長
NTTインフラネット(株)群馬支店	埼玉事業部 群馬支店長
群馬工業高等専門学校	鈴木 一史
(一財)日本みち研究所	遠藤 幸毅

## 群馬県無電柱化協議会開催状況

### 【協議会】

協議会	開催日	議 題	決定事項
第1回協議会	平成30年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定方針</li> <li>基本方針</li> <li>道路法第37条取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的、計画対象路線</li> <li>計画に定める主な事項</li> </ul>
第2回協議会	平成30年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の骨格 (基本方針、目標、施策)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無電柱化の基本方針</li> <li>計画における目標</li> <li>推進に向けた施策</li> </ul>
第3回協議会	平成30年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の素案</li> <li>道路法第37条取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画素案</li> <li>道路法第37条取扱い</li> </ul>
第4回協議会	平成31年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブコメ結果等を 踏まえた計画の修正内容</li> <li>道路法第37条の修正内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の見直し内容</li> <li>道路法第37条取扱いの 見直し内容</li> </ul>

### 【技術検討部会】

技術検討部会	開催日	検討内容
第1回技術検討部会	平成30年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県の無電柱化の現状</li> <li>群馬県における無電柱化に関する課題</li> <li>無電柱化の推進に向けた基本方針</li> </ul>
第2回技術検討部会	平成30年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画における無電柱化の目標</li> <li>無電柱化の推進に向けた具体的施策</li> </ul>
第3回技術検討部会	平成30年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の素案</li> </ul>

### パブリックコメントの実施

【実施期間】平成30年12月18日(火)～平成31年1月16日(水)